

中世都市ケルンの指導層（続）

魚 住 昌 良

- I まえがき——問題の限定
- II 都市指導層の制度的構成
- III リッヘルツェッへの人的構成（以上前号）
- IV 指導層家系の検討（以下本号）
 - (1) 参審人団体期
 - (2) リッヘルツェッへ期
- V むすび——ミニステリアル学説の展望

IV 指導層家系の検討

1 参審人団体期

ケルンの参審人の史料初出は、前にも触れたように¹¹⁾、1103年、リュティヒ（リエージュ）とユイの商人たちにたいする関税特権に関連してであり、都市メリオーレスのそれより30年以上遡る。1103年の史料では、上記両市の商人たちが“iuratores”という呼称で記されているが、それと並んで“viri illustri”と呼ばれる一団のケルンの証人たちの名前も登場する。シュルツ氏は、この証人たちの大部分がミニステリアルであるかその可能性をもつ、そのことは1094年、1101年、1104年、1106年の大司教文書の証人リストと比較することによって明らかにされる、と考えた。¹²⁾以下われわれは、主としてシュルツ氏の行論をおいながら、12世紀中葉ごろの指導層の検討を試みたい。

1103年のこの文書では、それを補う同時期の史料が少ないため、そのなかに登場する人物の法的社会的地位を掴むことが難しいが、12世紀の30～40年代以降になると、史料となる証人リストも増大し、指導層の範囲をより詳しく確認できるようになる。シュルツ氏がまず眼をつけたのは、1152年の2つの文書であった。¹³⁾そのうちの1つは、それ以前から市民の

代表者たちの先頭に立っていた一団の証人たちの名前を記しており、第2のものには、“de optimatibus huius civitatis”という呼称のもとに、上述のグループと並んでさらに広く、明らかにこの時期になってはじめて指導者グループにのしあがってきた人びとの名前も記載されている。⁴⁾まず第1の方の証人リストには laici (俗人)として次の12組の名前が載っている。

- ① Hermannus advocatus
- ② Adolphus dapifer
- ③ Gerhardus albus
- ④ Vogel thelonearius
- ⑤ Heinricus quondam thelon.
- ⑥ Gerhardus niger
- ⑦ Herimannus filius Razonis
- ⑧ Vogel filius Herimanni
- ⑨ Herimannus de Wighus et frater eius Arnoldus
- ⑩ Godefridus rufus
- ⑪ Emicho et filius eius Godesscalus
- ⑫ Marcwardus et filius eius Marcwardus

このうちの最初の2人、^{フョークト} Hermann (v. Eppendorf) と^{トルーホゼス}内膳頭 Adolf (v. Gürzenich) は古典的なミニステリアルであって、市民たちの指導層という観点からは一応別におくとしても、その次の Gerhardus albusは^{ダイーントマン}大司教の家人、つまりミニステリアルであることが幾重にも証明される。⁵⁾彼は1149年に参審人として、また1155年には^{シニッフェンセナートル}参審人長老として記載されており、そのうえ聖ウルズラ修道院の homines に属していたという。⁶⁾

Vogel theloneariusはすでに1103年の史料に現われる Vogolo thelonearius を含む家系に属する。この家系は12世紀の20年代以降、市民の証人を記載する文書にきまって登場し、参審人ないし参審人長老として現

われてきた。⁷⁷⁾ Hermanus frater Vogelonisに言及されているところから聖パンタレオン修道院との密接な結付きを、従って同人がこの修道院のミニステリアルに属していたと推定され、加えて1158年と1161年について Vogolo なる人物が聖パンタレオン修道院の家人として直接に証明される。⁸¹⁾ さらに徴税役の Vogel 自身は、その名前が他の周知のミニステリアルたちと一緒に示されているところから、明らかに大司教の家人層に属しており、恐らくは1146年に現われる Vogolo camerarius（下級収入役）と同一人である、⁸¹⁾とも推定された。ついでながら12世紀に登場する徴税役は、従来の通説と違って、明らかに大司教区のミニステリアル層に属していた、とシュルツ氏は考えた。すぐ上で挙げた Vogolo の後任者たち——Karl aus der Salzgasse, Richolf (Parfuse), Gerhard UnmazeとConstantinについて後ほど若干立ちいって言及されるように、⁸⁰⁾すべてミニステリアル層に属していたことが確かめられるし、前任者たちに関しては、上記1103年の Vogel が他の周知のミニステリアルたちの間に記載されているということの他、Wernerとその息子のDaniel (de Ringazin)は直接ミニステリアルであることが証明される、⁸²⁾というのである。

このような事実から、1152年の史料でVogel theloneariusの後に証人として登場するHeinricus quondam theloneariusも、その父Ludolfと同じく、かつての徴税役であり、同じようにミニステリアル身分に属していた、と考えられた。Heinricus theloneariusは同時に参審人の一員であり“optimates civitatis”に属していた。⁸³⁾

Gerhardus nigerもまた参審人団体・参審人長老に属しており、おそらく大司教管区の家人でもあった。大司教Arnold IIの一文書で他の周知のミニステリアルたちの間に登場するのである。⁸⁴⁾

Herimannus filius Razonisの家系も12世紀の初期から証明される。父親のRazoは聖パンタレオン修道院のミニステリアルであることが証明されるし、⁸⁵⁾父親の兄弟Tiezoはおそらく同名の大司教のミニステリアー

ルと同一人であった。¹⁸ Hermann自身は参審人ないし参審人長老たちの間に絶えず名前が出てくるのであるが、これも父親同様聖パンタレオンのミニステリアル層に属し、かつ大司教の家人たちと近い関係に立っていた。¹⁷ リッヘルツェッへの役人となった息子のHeinrichが大司教管区のミニステリアル層に属したことも同じく確認されるのである。¹⁹

Vogel filius Herimanniも参審人であり、父親と叔父 (Richwinus et Hermannus frater eius) は1130年以降しばしばケルン市民の指導的的代表者として登場する。²⁰ この両人はそのまた父親のRichwin以来聖マルチン修道院の家人層に属していた。ところで彼らは同時に大司教管区および聖パンタレオン修道院のミニステリアルであったことも証明されている。²¹ ついでながら、このような二重ないしそれ以上のミニステリアル身分関係は、このRichwin家や上のRazo家の場合に限らず、ケルンの指導的市民層の間でときどきみられるところであり、彼らの相対的独立性を示すひとつの材料としても注目されるのである。

聖パンタレオン修道院のミニステリアルとしては、この証人リスト9番目にHerimannus de Wighus et frater eius Arnoldusと記された人たちも、1141年から66年にかけてたびたび検証される。²² Hermannは参審人団体の成員としても言及されている。²³

末尾に連なるGodefridus RufusとEmicho et filius eius Godesscalus とMarcwardus et filius eius Marcwardusについても聖パンタレオン修道院のミニステリアルに属した、とされている。²⁴

1152年のいまひとつの文書にも参審人団体に属する証人たちのリストが含まれている。²⁵ シュルツ氏はこのリストに載った21組の証人たち²⁶を検討したうえ、すでに上述第1の文書で確認されている者たち以外に次のような事実のあることを指摘した。²⁷

i Richolfus sparwereという証人は、まず間違いなく徴税役Richolfus とリッヘルツェッへの役人 Richolfus Parfususなる兄弟の父親で

あり、ミニステリアルに属することが証明される。

ii 徴税役Karl de Salzgassenもリッヘルツェッへの役人経験者であり大司教のミニステリアルに数えられる。

iii Daniel, Brun, Alexanderという3兄弟は、大司教の家人で徴税役であったWernerの息子であり、そのうちのDanielが徴税役を継いだ。

iv このリストにはMarcmannなる人物が2人あるが少くともその1人——おそらくMarcmann Hoigerの方が、1128年以来聖パンタレオン修道院のミニステリアルとして検証されるMarcmannと同一人である。

v Godefridus filius wolsvindisという証人は、聖パンタレオン修道院のミニステリアルなのかに登場するGodefridusと同一人である可能性もあるが、さらに同修道院のvillaの住民の貢租免除をきめた文書に記載され市民的ミニステリアルであることの知られる証人たちの間にその名が載っており、彼もまたそのひとりであると考えられる。

以上、12世紀中期以降に言及されるメリオラート市民や参審人ないし参審人長老のほとんどを含むこれら1152年の両証人リストの分析の結果明らかになったことは、証人たちの大半がミニステリアル家系に属することであった。その際注目すべきことは、なかでも影響力が大きく繰り返し名前が出る者たちについてより多くこのような証明がひきだされたこと、加えて彼らの多くはすでに12世紀初期から検証されるような家系に属していた、ということである。徴税役Fugelo(Vogelo), Wernerおよびその子孫たち、同じくRazoとRichwin(Richwin canus)およびその子孫たちである。彼らは12世紀の前半、参審人団体が市民の自治機関として形成される時にあたって、市の発展に少なからず関与した。いずれにせよ彼らの名前は1120～30年以降市民たちの代表者の登場するほとんどすべての文書に載っているのである。²⁸ また honoratiore burgensiumと呼ばれる一群のケルン市民が聖マルチン修道院のなかに自分たちが管理権をもつ施療院をもち、その関連で1140年以来ひとつの団体を形

成していたが、1155年ごろ該施療院の老朽化にともなう新築が問題となったときの史料にこの団体メンバーの名前が記されている⁶⁹。シュルツ氏は、そのうち1～2の例外を除いてほとんどが上記1152年の聖マルチン修道院文書に証人として記載されていること、彼らがまたミニステリアル身分に属するとともに1140年以来市民たちの間で指導的位置を占めていたことが確認ないし推定できる、と指摘した⁶⁹。聖パンタレオンその他の修道院は当時の社会で経済的にも強い地位を占めていたが、そのミニステリアルであった市民たちは、他ならぬこのような修道院とのつながりの故に12世紀中葉の都市内で経済的・政治的な影響力を獲得し得た、と考えられるのである。

このような諸事実を通してわれわれは、12世紀中葉の都市形成期にケルンのミニステリアル層がもった意義の無視し難いことに気付かしめられるのである。

注

- (1) 本誌14号22頁。
- (2) Vgl. Oediger, F.W.u. Knipping, R., *Die Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter* (以下 Regesten と引用), I. 1210 — 1210; II. 13, 31; Ennen, L.u. Eckertz, G., *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln* (以下 Quellen と引用) I. Nr. 35 Schulz, S. 155 Anm. 16 に拠る。
もともと証人リストの冒頭に名を連ねる12人の参審人のうち若干は明白にミニステリアル身分であるが、他は時期的に近い別の文書の同名のミニステリアルと同一人と推定するだけで必ずしも確実に証明できない。たとえば, Regesten II, 40と44に出ている Walbero という大司教のミニステリアルが参審人の Wobero なのか, testes/viri illustri として記載されている Wobero と同一人であるのか断定できない如くである。Vgl. Schulz, S. 155/6 Anm. 18.
- (3) ひとつは大司教 Arnold II が聖パンタレオン修道院にたいし、他は修道院長 Adalhard が聖マルティン修道院のために交付したものの。Vgl. Schulz, S. 162.
- (4) Regesten II, 543; Quellen I. Nr. 65. Schulz, S. 156 Anm. 19 に拠る。
- (5) Regesten II, 415, 455, 467, 606, 833, 934, 1049, 1148, 1212. Schulz, S. 156 Anm. 20 に拠る。
- (6) Rudolf, *Quellen z. Rechts- u. Wirtschaftsgesch. der rhein. Städte*. I Trier. Publ. XXIX, Bonn 1915, Teil 2, Nr. 273/74 と Korth, L., *Urkunden aus dem Stadtarchiv Köln*. AHVNr. 41, 1884, S. 101 f Schulz, S. 157 Anm. 21 に拠る。

- (7) Regesten II, 241; Quellen I, Nr. 50, Nr. 51; Regesten II, 413, 421; Quellen I, Nr. 54; Regesten II, 457, 485, 607; など。Schulz, S. 157 Anm. 24 に拠る。
- (8) Schulz, S. 157 Anm. 25, 26.
- (9) Schulz, S. 157 Anm. 27, 28.
- (10) たとえば Lau, F., *Die erzbischöflichen Beamten in der Stadt Köln während des 12. Jahrhunderts*. Phil. Diss. Bonn 1891, S. 53「徴税人は市民身分…」とあり通説はそれに拠ってきた。Vgl. Schulz, S. 157 Anm. 29.
- (11) 本稿179ページ以下と185ページ以下参照。
- (12) Schulz, S. 158 Anm. 31, 32.
- (13) Schulz, S. 158 Anm. 33, 34.
- (14) v. Loesch, *Zunfturkunde I*, Nr. 10; Quellen I, Nr. 65 Regesten II, 606, 607, 643; Quellen I, Nr. 74, Regesten II, 847, 862 など Schulz, S. 158 Anm. 35, 36 に拠る。
- (15) Regesten II, 135, 241, 257; Quellen I, Nr. 43 など。Schulz, S. 159 Anm. 38 に拠る。
- (16) Vgl. Hilliger, B., *Die Urbare von St. Pantaleon in Köln*. Publ. XX, 1. Bonn 1902 (以下 Hilliger と引用), V. S. 88f. Regesten II, 31 Schulz, S. 159 Anm. 39 に拠る。
- (17) Quellen I, Nr. 54; Regesten II, 457; v. Loesch, *Zunfturkunden I*, Nr. 10; Rudolf, a.a.O., Nr. 4. S. 273f.; Regesten II, 485; Quellen I, Nr. 65; Regesten II, 571, 607, 643; Quellen I, Nr. 74 など。Schulz, S. 159. Anm. 41, 42 に拠る。
- Amtman ないし Amtleute にたいして前節（前号27頁等）で職務保持者という訳語をあてたが、とりあえず「役人」ということばに変えることにしたい。
- (19) 本稿181ページ参照。
- (20) たとえば Regesten II, 241, 373; Quellen I, Nr. 51; Regesten II, 413, 418, 463 Schulz, S. 159 Anm. 44 に拠る。
- (21) Regesten II, 298, 394, 431 など。Schulz, S. 159 Anm. 46 に拠る。
- (22) Regesten II, 418, 421; Hilliger VII, S. 90f.; Regesten II, 565; Hilliger, IX u. X. S. 92 ~ 94; Regesten II, 846 など。Schulz, S. 160 Anm. 48 に拠る。
- (23) v. Loesch, *Zunfturkunden I*. Nr. 10 Schulz, S. 160. Anm. 49 に拠る。
- (24) Hilliger, VII u. VIII. S. 90 ~ 92; Regesten II, 565 など。Schulz, S. 160 Anm. 50 に拠る。
- (25) Quellen I, Nr. 65 Schulz, S. 160 Anm. 51 に拠る。
- (26) その氏名は次の通り。① Richolfus advocatus ② Richolfus sparwere ③ Godefridus de stavern ④ Gerardus niger ⑤ Herimannus filius razzonis ⑥ Henricus thelonearius ⑦ Vogol thelonearius ⑧ Vogol filius Hermanni ⑨ Herimannus rufus ⑩ Godefridus filius wolsvindis ⑪ karl de salgazen

⑫ Daniel ⑬ Brun ⑭ alexander fratres ⑮ alberto de sancta Cecilia
 ⑯ Marcman hoiger ⑰ Richwin ⑱ verchen ⑲ Wolbero filius sigewini
 ⑳ Marcum et Emelricus filii methildis de hoie ㉑ Hertwich et Gerlach
 de wstubbe

㉒ Schulz, S. 160/61.

㉓ Schulz, S. 161f.

㉔ その氏名は ① Richolfus magnus ② Herimannus frater Fugelonis
 ③ Richwinus canus ④ Herimannus frater eius ⑤ Vogul filius ipsius
 Herimanni ⑥ Godefridus filius Volsvendis ⑦ Henricus thelonearius
 ⑧ Henricus Fazolf ⑨ Marcman Hoiger ⑩ Vogul thelonearius. 11 Gerardus
 niger ⑫ Herimannus filius Razonis ⑬ Richalfus Sparwere Vgl. Regesten
 II, 607 (= Quellen I, Nr. 70) Schulz, S. 162 Anm. 62 に拠る。

㉕ Schulz, S. 162.

2 リッヘルツェッヘ期

次にわれわれは、12世紀の最後の3分1期、リッヘルツェッヘ出現の
 時期におけるケルン市の指導層の構成に眼を向けたい。基礎となる史料
 は1179年と1182年の間につくられた文書である。この文書は、時の市長
 (2人) がリッヘルツェッヘの役人の承認を得て輓轡工^{ブルーダーシャフト}たちに団体の形
 成を許すことを示したものであるが^①、そこに記載されている両市長とリ
 ッヘルツェッヘ役人は次の通りである^②。

- ① Theodericus in Mulingazzin
- ② Henricus Flacho qui tunc temporis civitatis magistratum
 tenuerunt
- ③ Ludewicus de Mimbirsloche
- ④ Emundus de Macellis
- ⑤ Richolfus Scultetus Aquensis
- ⑥ Waldeverus Oderne filius
- ⑦ Gerardus theolonarius
- ⑧ Heinricus Raze
- ⑨ Richolfus Parfusus

- ⑩ Henricus Saphirus
- ⑪ Karolus theolonarius
- ⑫ Henricus Klenegedank
- ⑬ Gerardus de s. Albano
- ⑭ Marcmannus Wiewilruz
- ⑮ Herimannus de s. Mauricio

以下、シュルツ氏に従ってひとりずつ検討を加えた結果は大略次のようになる。¹³⁾

まず市長Dietrich von den Mühlengasseは、1200年ごろの若干の大司教文書にも証人として記載されているが、いずれの場合も宮廷役職保持者たちの後で一団の周知の市民的ミニステリアルたちの前という位置で登場するところから、彼もまた同じようにミニステリアル身分に属していたであろう、と推定される。¹⁴⁾この考察は、この少し後の時期(1268年頃)、同市のある激しい紛争に際して Mühlengasse 党が大司教の側に与し、大司教の旗印をつけて市内を騎行しつつ自分たちがミニステリアルであることを公然と誇示した、という報告によっても裏書きされる。¹⁵⁾

もうひとりの市長Heinrich Flacheに関しては、1203年に名前が出る Heinricus thelonariusと同一人であるとする R. ヘーニガーの推測¹⁶⁾が当らない限りは、ミニステリアルとの関連を確認することはできない。分っていることは、リストの13番目に出ているリッヘルツェッヘ役人 Gerardus de s. Albano が彼の兄弟であり、彼らの父親がすでに1149年に参審人として検証されるHartmann de s. Albanoということだけである。

Ludwig von Mummerslochは1166年から90年にかけて他のリッヘルツェッヘの役人とともにしばしば参審人であることが証明されている。彼はほとんどの場合、このリストでもそうであるように、その次のEmundus de Macellisと一緒に記載されているが、多くの証人リストにお¹⁷⁾

ける二人の記載のされ方から、彼らが大司教のミニステリアルに属したことはまず間違いなさそうである。シュルツ氏の示した証拠は、大司教 Philipp の交付にかかる1172年と1179年の文書である。前者の証人リストには“Ministeriales et burgenses”として Gerardus advocatus, Herimannus camerarius, Gozwinus(de Alvetre=Alfter), Emundus, Herimannus thelonarius, Lothewicus、後者では“laici”として Gerardus prefectus urbis, Gerardus advocatus, Herimannus camera-rius, Gozwinus de Alvetre, Ludwicus, Richolfus parfuse, Hupertus, Bruno pingius という名前が並んでいるが、前者の“ministeriales et burgenses”というのを、ミニステリアルスであると同時に市民である者たちと解すれば、彼らのミニステリアル所属は決定的となるであろう。ここで言及されている名前からしても、また証人リストの通常分類法に徴してもそのように解せざるを得ない。いずれにしても、ここに登場する人びとは、Emundus と Lothewicus を除いて全員がミニステリアルであることが分っているので、おそらく両人も同じと考えられる、というのである。この観察は後者のリストによっても証明される。ここでは ludewicus と hupertus を別として大司教の家人だけが記されているからである。また1166年大司教 Reinald von Dassel が Are 伯家に交付した文書にも Emundus と Ludewicus de Mimbernesloche が周知の市民的ミニステリアルたちの間で言及されている¹⁹⁾という。

5番目の Richolfus Scultetus Aquensis もリッヘルツェッへの役人であるが、多くの箇所では家人として検証され、ヴァンターフェルトなどもすでにミニステリアル身分への所属は確実だと考えていた。

Richolfus Aquensis はまたしばしば、これまたリッヘルツェッへの役人で本リスト7番目の Gerardus thelonarius と一緒に登場するが、この Gerardus に関しては、シュルツ氏によれば、de curia とも呼ばれた Gerhard Unmaze が想起される。Gerhard Unmaze は徴税役ないし徴税役頭、あるいは magister senatorum, magister civium, advocatus など

として疑いもなく当時のケルンで最も影響力のある市民のひとりであり、¹¹¹おそらく最も富裕なケルン市民でもあった。彼はたとえば1174年Philipp大司教に当時としては驚くほどの大金 600 マルクを貸付けその抵当にラインの関税権を受けとっている。¹¹² Gerhardus Unmaze はまた繰返し大司教のミニステリアルとして検証されている。¹¹³

8番目のHeinricus Razelはすでに12世紀初期に言及されるRazoの孫であり、しばしば名前が出る参審人ないし参審人長老Herimannus filius Razonisの息子である。この祖父や父親についてはすでに聖パンタレオン修道院のミニステリアルに属し、おそらくは大司教領のそれでもあったことに触れているが、このHeinrich Raze自身も同じように大司教の家人として検証される¹¹⁴のである。

9番目のRicholfus Parfususは12世紀中葉に参審人に教えられた家系に属し大司教のミニステリアルたちの中で登場するRicholfus theoloneariusと同一人であることが明白とされる。¹¹⁵若干の大司教文書において周知の家人たちを記載した証人リストのなかで言及され、¹¹⁶また同名の息子が1218年直接ministerialesとして検証される¹¹⁷のである。

次のHenricus Saphirusについては、1171年に一定の義務を負ったうえでSaphirenturmという立派な領主館を聖トロント修道院から受領していること、¹¹⁸他のリッヘルツェッヘ役人と同様参審人団体に属していたこと、ただし1178年にはまだconfratres senatorumに、従って参審人候補者に教えられており、1180年になってはじめて参審人の職務に即いたこと¹¹⁹が分っているが、それ以外にはほとんど知られていない。

11番目のKarolus theoloneariusもしばしば検証され伝統的に影響力をもったメリオラート市民のひとりと数えられKarl von der Salzgasseという名前でも登場するが、大司教のミニステリアル身分に属することは確実だとされる。¹²⁰

以上の10人について言えば、リスト2番目の市長Henricus Flachoと10番目のHenricus Saphirusを除く8人がミニステリアル身分に属す

ることが証明ないし間違いのないという程度に推定された。証人リストにはその他に5人の氏名——Waldeverus Oderne, Henricus Kleinegedank, Gerardus de s. Albano(上記の市長Flachoの兄弟), Marc-mannus WievilruzとHerimannus de s. Mauricio——が載っている。この5人が上で市民的ミニステリアルに属するとされた同僚たちと違う点は、まず第1に、われわれが彼らについて文書から識り得るところがほとんどない、ということである。その重要な理由は、おそらく彼らがミニステリアルであった他の役人たちと違って参審人団体に属していなかったということにある、という²²。逆の言い方をすれば、史料にひんぱんに名前を残したのは参審人に属した者が多くかつミニステリアル層との関連を指摘されるケースが多いということである。

リッヘルツェッヘ・グループの内部でこのように2種類の異なった人びとが区別されることから次のような推論の出ることも予想される。すなわち、まず第1の少なくとも12世紀中葉以来検証されその世紀の末にもまだ大きな支配力をもった者たちはミニステリアル層に由来し、他方、新しく登場した役人たちは純粹に市民の出自であって、後者が古いミニステリアル層の指導層を排除しそれにとって代ろうとしはじめているのだ、という推論である。シュルツ氏は、このような推論はもっともらしくみえるけれども根拠のないものだとして退けている²³。文書で言及されない者の身分や出自を勝手に(市民のそれと)決めることはできないからである。逆にたとえばZudendorp家やOverstolzen家のように後になってはじめて比較的大きな影響力をもつようになった家門についても、ミニステリアル層への所属や加入が証明されるというのである。

Zudendorp 家に関する史料の記載では、1173/1180年——Heinrich von Z. がギルドの構成員として言及。1206年——同名の息子、大司教のミニステリアルとして記載。彼はAnglicusという別名が示すようにとりわけでもイングランドとの商取引きに従事していた。1235年——このAnglicusとその息子たちについて参審人団体および騎士身分所属、とい

うことが分っている。⁶⁰

Overstolzen 家については、1238年の文書に“fidelis noster Henricus dictus Overstolz”が大司教 Heinrich から “cameras prope Monetam Coloniensem sitas, quas Theodericus de Erinporzin et filius eius Theodericus defuncti a predecessoribus nostris in feodo tenebant”(下線筆者)^{レーン}を封として付与されていることが記されており、文中(下線)のDietrich von der Ehrenpforteはかつてミニステリアルとしてこの貯蔵庫^{カンマー}を授封されていたことが別の史料から分っている。「我ラノ忠実ナル」Heinrichは、従って、おそらく同じ地位(=ミニステリアル)にあつてこの封を受取っている、と考えられる。後になって激しく対立して闘ったOverstolzen家とWeisen(=von der Müh-
lengasse)家は、従っておそらくともに大司教のミニステリアルに属していたのであつて、彼らの敵対関係は身分上の差異から起つたものではない、と思われるのである。⁶¹

12世紀末から13世紀初期にかけて新しい家族の都市貴族層^{パトリチアート}への吸収と
いった現象が起つていることは別として、少なくともここで確認できることは、リッヘルツェッヘが史料ではじめて言及される1180年ごろに関して、旧来からの指導層が強大な力をもって登場していること、その中心部分が同時に参審人団体とリッヘルツェッヘに属していたこと、そしてこの者たちについてより多くミニステリアル層との関連が証明されることである。このような家人たちが同時に最も知られた重要な市民でもあり、その多くが、12世紀の都市ケルンが注目すべき自律性を大司教からちとつてゆく時期の発展に大きな貢献を果したのであつた。

注

- (1) v. Loesch, *Zunfturkunden I*, Nr. 13 Schulz, S. 163 Anm. 64 に拠る。
- (2) Schulz, S. 163.
- (3) Schulz, S. 163f.

- (4) Quellen II, 1, 5, 29.たとえば1205年の証人リスト(Quellen II, Nr. 29)では Reimarus dapifer, Siegeburtus mareschalcus, Henricus pincerna, Godefredus camerarius, Theodericus in Mulingassin, Henricus de witrliche, Theodericus de Erinporzin, Constin Parfus et frater eius Ricolfus …… (下線筆者)となっている。本人の後の証人たちのうち Henricus de W.は Quellen I, Nr. 105 で、Theodericus de E.と Ricolphus Parfuse は Regesten III, 1, 220 でミニステリアルとして言及されている。Schulz, S. 164 Anm. 66, 67 に拠る。
- (5) Hagen, G., Die Chroniken der deutschen Städte 12, Vers 4320ff. u. 4372ff. Schulz, S. 164 Anm. 68 に拠る。
- (6) Hoeniger, a.a.O., S. 255f. Schulz, S. 164 Anm. 70 に拠る。
- (7) Regesten II, 862, 936; Quellen I, Nr. 80; Regesten II, 970, 971, 1043, 1050; Quellen I, Nr. 90; Regesten II, 1100, 1131, 1148, 1237, 1320 Schulz, S. 164 Anm. 71 に拠る。
- (8) Regesten II, 970, 1131 Schulz, S. 165 Anm. 72 に拠る。
- (9) Regesten II, 862 Schulz, S. 165 Anm. 74 に拠る。
- (10) Regesten II, 1191 など。Schulz, S. 165 Anm. 76 に拠る。
- (11) Regesten II, 862, 920, 926/27, 934, 936; Quellen I, Nr. 80; Regesten II, 1043, 1050; Quellen I, Nr. 89, Nr. 90, Nr. 91 Nr. 94, Nr. 99; Regesten II, 1237, 1278, 1320 …… 1495. Schulz, S. 166 Anm. 77 に拠る。
- (12) Quellen I, Nr. 85 Schulz, S. 166 Anm. 78 に拠る。
- (13) Regesten II, 1190, 1250, 1364 Schulz, S. 166 Anm. 79 に拠る。
- (14) 本稿173ページ。
- (15) Regesten III, 1, 16 など Schulz, S. 166 Anm. 81 に拠る。
- (16) Regesten II, 851, 862 Schulz, S. 167 Anm. 87 に拠る。
- (17) Regesten II, 1131, 1278 Schulz, S. 167 Anm. 88 に拠る。
- (18) Regesten III, 1, 220 Schulz, S. 167 Anm. 89 に拠る。
- (19) Schreinsurkunden M 11 II 1 Schulz, S. 167 Anm. 90 に拠る。
- (20) Quellen I, Nr. 90 u. Nr. 94 Schulz, S. 167 Anm. 91 に拠る。
- (21) Vgl. Hoeniger, S. 263ff. Regesten II, 1206 Schulz, S. 167 Anm. 92, 93 に拠る。
- (22) Schulz, S. 167 ただしリスト6番目の Walderer Oderne filius は例外で、1177年の文書で2人の“magistri civium”のひとりとして言及されている。Vgl. Quellen I, Nr. 89 Schulz, s. 168 Anm. 94 に拠る。
- (23) Schulz, S. 168.
- (24) Vgl. Winterfeld, a.a.O., S. 7 Schulz, S. 168 Anm. 96 に拠る。
- (25) Quellen II, Nr. 174 Schulz, S. 168 Anm. 97.
- (26) Quellen I Nr. 92; Quellen II, Nr. 23 u. Nr. 27; Regesten III, 1, Nr. 220 Schulz, S. 168 Anm. 97a に拠る。
- (27) Schulz, S. 168/69.

V むすび——ミニステリアル学説の展望

以上、シュルツ氏に拠りながら明らかにした分析の結果は、すでに本稿のまえがきでも触れておいたように、中世都市の発展に関して従来の通説が描いてきた構想と矛盾することとなる。通説によれば、ミニステリアルは自治を求める市民の努力を代表し得ず、逆に自分たちの主人である大司教＝都市領主の利害を守ろうとするものであった。¹¹⁾都市の経済生活・商業活動との結付きもまたミニステリアル身分に適わしいものではなかった。このような基本的構想に加えて、文書に現われる参審人やリッヘルツェッヘ役人が、多くの場合市民の証人として記載され明確に“ministeriales”という項目で記されていることが少ないという事実からミニステリアル問題が等閑に付される結果となったのであった。

だが、リストで市民として区分されている証人のなかにもミニステリアル層に属する者のあったことは前節の分析でもみられたところである。12世紀のケルン大司教文書の証人リストではしばしば《ministeriales》と《burgenses / cives》が対置されており、この後者に載った証人のなかにも大司教のミニステリアルたることが証明されることが多かったのであるが、これは文書の証人の分類の仕方に徴しても一見奇妙な現象と思われる。シュルツ氏はこの矛盾を解決すべく次のような説明を試みた。¹²⁾

たとえば大司教Philippの1185年文書の証人欄には《ministeriales》として9組の名前が載った後《burgenses》としてGerardus thelonarius, Theodericus frater eius, Ricolfus Aquensis, Rikolfus Parfuse, Henricus Razonis, Constantinus, Ludewicus, Waldeverusの8人が登場する。¹³⁾この8名は、前節で考察したように、¹⁴⁾大司教のミニステリアルであること、Constantinを除いてはリッヘルツェッヘにも属していたことが証明されている。同じ分類法をとる他の文書の証人リスト

についても同じことが確認されるのであるが、これらの文書で目につくのはその法的内容である。たとえばここで挙げた1185年の文書は、大司教がLechenich所在の大司教荘園の代官職問題を規制したものであるが、このような文書のなかでministerialesと並んでburgensesが証人として登場するのは一見奇妙なことであり、市民たちが大司教の所領の管理と一体どういう関係があるのか、という疑問が当然に出るところであろう。この疑問は、ここに登場するのは市民のなかでも特別なグループ、すなわち市民的ミニステリアルたちであったと考えることによって一応の説明を得るであろう。彼らはミニステリアルではあっても「古典的」ミニステリアルとくらべて序列が低いと考えられ、かつ都市の利害と密接に結付いて市民たちの有力な代弁者として繰返し名指されるようになっていた者たちであった。

ケルンのリッヘルツェッヘ成立過程の究明に際してかつてヘーニガーが提示した¹⁶¹2系列の役人たち、すなわち都市グループと都市代官および徴税役は、証人リストでしばしば「古典的」ミニステリアル証人の末尾で参審人グループの前に登場するが、彼らこそ市民的ミニステリアルに属する者であり、次いでリッヘルツェッヘの役人としても登場したのであった。彼らのものでミニステリアル的職務機能と市民的利害の結合がみられた。それは、彼らが大司教から托された職権のなかに都市の制度や経済生活と密接に結付いたものが多くあったからであり、彼らはそれらの職権を主人の意志とは離れて行使し自分自身の利害に副って利用しようとするにいたったのである。独自の権力を獲得し拡大しようとする彼らの行動は、ただちに都市の自治の拡大に通じた。彼らが都市生活の指導権を握っている限り、都市領主の権限や機能を篡奪し自らの責任において配慮することが都市自治のさしあたっての前提となったからである。

都市の管理・行政にかかわる諸職務を都市領主たる大司教から委せられていたのはミニステリアル層に他ならなかったが、彼らは、近代国

家の官吏が国家にたいして感じていたような服従の義務意識をその主人にたいしてもちつづけたわけではなかった。¹⁷⁾ 反対にミニステリアルルの出自ないし帰属が彼らにたいして市民の先頭に立つことを可能ならしめる重大な利点となった。都市の重要な諸職権の所持者として、かつそれらを都市形成の過程でますます独自に行使しながら都市の司法・行政・経済生活の規制に関する知識において圧倒的な主導権を獲得し、都市市民の指導層となる運命にあったもの——これこそミニステリアル層に他ならなかったのである。

彼らは経済的にも他の一般市民をはるかに凌駕できる特権を享受していた。シュルツ氏が挙げている¹⁸⁾ 徴税役職の所持による財産の蓄積、貨幣鑄造人組合がこの市民的ミニステリアルたちの手にあったこと、さらに彼らがレーン能力に基く土地所領を通して経済的安定性を保持したこと等に加えて、ここでは、前節で触れた¹⁹⁾ Heinrich Zudendorp (Anglicus) の例にみるように、ミニステリアル自身が商業活動に携っていた事実を付言しておきたい¹⁰⁾。もともと主人たる領主のための物資調達に従事することによって遠地の物産の事情にも通じ取引きの経験もあったと思われるミニステリアルたちが商業に無縁であったと考えることの方が不自然ではなからうか？

ともあれ中世都市ケルンの発展は、経済的にも強力に繁栄した他ならぬこの12世紀に、市民的ミニステリアルとして特色づけられるグループによって最も大きく規定された。彼らが参審人団体やリッヘルツェツへのなかで決定的な影響力をおよぼす中核となったのである。

このようなミニステリアル層を中核とする中世都市は、上述の行論の過程からも明らかなように、都市領主に対抗しつつ自らの自立を目指して努力した。シュルツ氏はミニステリアル層のもったこのような対領主関係と反抗のエネルギーに注目してこれを強調した。しかしわれわれは、中世都市の都市領主権力にたいするある程度の自律性を認めつつ

も、そのような側面だけを一方的に強調するのではなく、領主権力との結付きという側面も考慮に入れなければならない、と考えている¹¹⁾。いわゆる都市共同体の時代に入った後でも都市領主の支配力が皆無になったのではなくなんらかのかたちで常に存続したことも指摘されなければならない。時期により、また具体的な状況によって違いはあっても、都市の指導層と都市領主の間には、対立と協調という相反する関係が微妙に交錯したのであり、中世都市はそのような時代の推移のなかで封建社会の重要な構成要素となったのである。ミニステリアル学説は、おそらくシュルツ氏の意図を超えて、そのような研究の展望のなかで大きな意味をもつし、さらに追求されなければならないであろう。この小稿では、さし当り冒頭で課した設問——上ライン地方の司教都市以外の地域やタイプの都市にも妥当するか否かを、表題のケルンに関して若干の検討を試みた、ということで筆を擱きたいと思う。

(1976年12月20日)

注

- (1) 拙稿「中世都市における……」58頁と72頁参照。
- (2) 以下Schulz, S. 169f. 参照。
- (3) Regesten II, 1237 Schulz, S. 170 Anm. 98に拠る。
- (4) 本稿179ページ以下参照。
- (5) たとえばRegesten II, 926/27, 270, 11043, 1320, Quellen I, Nr. 104など。Schulz, S. 170 Anm. 100に拠る。
- (6) Hoeniger, a. a. O., S. 276f. Schulz, S. 170 Anm. 101に拠る。
- (7) 拙稿、前掲72頁参照。
- (8) Schulz, S. 171f. 参照。
- (9) 本稿182ページ。
- (10) 拙稿、前掲75頁参照。
- (11) 拙稿「ドレストットの消長」(亜細亜大学『諸学紀要11号』)、54頁以下、(山梨大学『教育学部研究報告21号』) 38頁以下など参照。

LEADING STRATA IN MEDIEVAL KÖLN

《Summary》

Masayoshi Uozumi

I have previously tried to show, by introducing some articles of Schulz, that the “Ministerialität” gave a considerable contribution to the formation and development of the medieval towns in Europe. Schulz’s theses criticise the prevalent research trend which, laying stress on the Fernkaufleute (merchants, who engaged in business far and wide), has little regard on the Ministerialität in the studies of the city-history in Europe. The meaning and influence of the Ministerialität have been proved in my former introductory papers, first of all, as to the “Bischöfsstädten” (Episcopal cities) in the upper Rhein district as Trier, Worms etc.

In this article for the further introduction and examining of Schulz’s theses, I would like to take up Köln (Cologne), an another type of the cities — not just a so-called Episcopal city but a city which flourished predominantly as a long-distant trade center in the Seine-Rhein region of the Middle Ages. In the first half of the report (in the former volume) the leading strata in the twelfth century of Köln (Schöffenkolleg, Meliorat, Richerzeche) chiefly from an institutional point of view and in the second half (issued in this volume) the individual important families, of which the leading strata consist, will be inquired mainly through genealogical studies. Through the case of Köln, we might perhaps insist that beyond the Episcopal cities as Trier, Worms etc., the contribution of the Ministerialität should be further traced and evaluated. In connection with this consequence the “medieval town” should be, I prefer to say, grasped as a constitutive element of the feudal society.